



今月は「聴覚・言語障害」

聴覚・言語障害とは

聴覚障害者には、ほとんど聞こえない場合と聞こえにくい難聴の場合があります。また、言語を理解する前（小さな子どもの時または生まれつき）に失聴した場合と、人生の途中で事故や病気で聞こえなくなった場合があります。

言語障害には、言葉の理解と表現が困難な場合と、言葉は理解できるが発声だけが困難な場合があります。これらの違いにより、人それぞれコミュニケーションの方法が違います。

こんなことに困っています

○外見でわかりにくい障害のため、周囲に気付いてもらえないことがあります。失聴した年齢・時期、障害程度などにより、障害の現れ方はさまざまです。

○音によって周囲の状況を判断できず、車や自転車などに気付かず危険な目に遭うことがあります。また、呼び出しに気付かず待ち続けることもありえます。

○会話が困難なため、不便さを伝えることが難しく、日常生活にさほど不自由していないと誤った理解をされることがあります。

こんな配慮をお願いします

○話をするときには会話方法を確認し、その方にあわせたコミュニケーション方法をとりましょう。連絡手段として、ファックスや電子メールの活用も必要です。

《コミュニケーション方法》

筆談／互いに文字を書き自分の意思を伝える最も手軽な方法です。

手話／手指や表情で表す目で見る言語です。

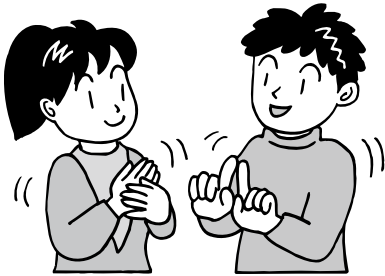
口話／相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはつきりと口を動かして話しましょう。

聞き取りにくい場合はわかつたふりせず、内容を確認しましょう。

○外出や会議などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣することができます。

●手話や要約筆記の養成講座・入門講座を受けることができます。

※詳しくは、社会福祉課障害者福祉係へお問い合わせください。



現況届の提出を

忘れずに

◇児童手当◇

児童手当は、児童を養育している方の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている方は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要な事項を記入のうえ、6月中に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されません。ご注意ください。

3歳以上小学校修了前 1万円  
(第3子以降※ 1万5千円)  
中学生 1万円(一律)  
ただし、児童を

養育している方の

所得が限度額以上

の場合は、特例給

付として児童1人

当たり月額一律

5千円を支給。(所

得制限は表を参照)

※「第3子以降」

とは、高校卒業ま

で(18歳の誕生日後

の最初の3月31日ま

での養育している

児童のうち、3番

目の子以降を言い

ます。

支給時期

原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。

※公務員の方は、職場での手続が必要です。

支給期間

原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

支給月額

3歳未満 1万5千円(一律)

【申請窓口・問い合わせ】

児童福祉課児童福祉係

0824・73・1192

各支所市民生活室

(西城支所は、しあわせ館内)

扶養親族などの数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1